

# 痴呆性高齢者のQOL

—成年後見制度を含めて—



医療法人社団慶成会  
斎藤正彦

## 介護される客体から生きる主体へ

- 『痴呆性高齢者のQOLは評価が難しい』？
  - 自分で評価でききない そんなことはない
  - 勝手な推測は大きなお節介 分からないものは分からないでよい
- 『痴呆性高齢者問題』 『介護問題』
  - 介護問題は痴呆性高齢者問題の一部
  - どんなに障害が重くなっても生きていく主体

## 地域福祉権利擁護事業

- 社会福祉協議会と本人の契約
  - 日常的な金銭管理
  - 介護保険制度の利用援助
  - 重要な書類等の保管
- 特徴
  - 費用は安い
  - 大きな資産管理はできない
  - 施設入居者でも利用可能

## 任意後見制度

- 将来に備えて自分で契約する
  - 自分の選んだ人に、自分が決めた範囲の代理権を与える
  - 取り消し権・同意権はない
- 能力が低下した後発効する
  - 公正証書を作っておく
  - 家裁が任意後見人監督人を選任

## 公的後見制度

- 家裁が選任し、権限を決める
  - 後見類型・保佐類型・補助類型
  - 取り消し権・同意権：本人の契約を取り消す権利
  - 代理権：本人に代わって資産を管理、処分する権利
- 申請権：本人、四親等内の親族、検察官、任意後見人、公的後見人、市区町村長等

## 補助類型

- 対象：精神障害により自己の財産の管理・処分に援助を要することがある人
- 申請の要件：本人の同意
- 権限
  - 同意権・取り消し権：特定の法律行為（本人の同意 + 家裁の審判）
  - 代理権：特定の法律行為（本人の同意 + 家裁の審判）

## 成年後見制度の現状と課題

- 後見、保佐類型の伸びが目立つが、任意後見、保佐の利用者も着実に増加
- 身上配慮義務の実効性に疑問がある
  - 医療行為に関する代諾の権限はない
  - 大きな資産を管理する能力と身上配慮の能力は別

## まとめに代えて

- 痴呆性高齢者のQOLを判断するのは本人以外にあり得ない
  - 可能な限りの自律と自立を保つ援助が介護の基本
- 本人が判断できなくなったら・・・
  - 他人が見ていて、分かること、分からないことを峻別する
  - 分からないことに首をつっこまない